

様式第 5 号（第 5 条関係）

〇〇〇〇関係文書〔資料群の名称を記載〕 寄託契約書

独立行政法人国立公文書館（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇関係文書の寄託に関し、××（以下「乙」という。）との間において、次のとおり契約を締結する。

（寄託文書）

第 1 条 甲は、乙から〇〇〇〇関係文書（別紙）の寄託を受け、これを保存する。

（寄託期間）

第 2 条 寄託期間は、この契約の成立の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年とする。

- 2 前項に定める期間満了の 90 日前までに、寄託契約の更新又は寄託から寄贈への切り替えに関する協議を行うものとする。
- 3 第 1 項に定める期間中に前項の協議が終了しない場合は、この協議が終了するまでの間、寄託契約が存続するものとみなす。

（寄託文書の一時返還）

第 3 条 乙は、第 2 条第 1 項に定める期間中に寄託文書の一時返還を希望する場合は、原則として返還を希望する日の 30 日前までに、甲に申し出て協議するものとする。

（寄託文書の利用及び著作権等に関する許諾）

第 4 条 乙は、甲が寄託文書を公文書等の管理に関する法律の趣旨に則り、特定歴史公文書等として利用することを承諾する。

- 2 前項の利用に当たり、乙は、寄託文書に含まれる著作物等の取扱いについて、別紙特約事項（2）に記載する利用制限事項を除き、乙本人の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）及び著作隣接権の甲の利用について予め許諾し、乙は著作者人格権を行使しない。
- 3 乙は、寄託文書の修復について、甲に一任する。

（寄託文書の利用制限）

第 5 条 前条第 1 項の利用に当たり、甲は、別紙特約事項（1）及び（2）に記載する利用制限を行う。

- 2 甲は、乙が当該寄託文書について利用請求をした場合において、独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号）第 14 条第 1 号又は第 2 号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出（館に郵送等する方法又は情報通信技術を用いて館に送信する方法により利用請求をする場合にあつては、当該書類を複写機により複写したもの

及び乙の住民票の写しその他の乙が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして甲が適当と認める書類（利用請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）の提出）があったときは、前項の利用制限は行わない。

（損害賠償責任の免除）

第 6 条 甲は、寄託文書が天災地変その他不可抗力により損害を受けたときは、その責めを負わないものとする。

（寄託契約の変更又は解約）

第 7 条 寄託契約を変更又は解約しようとする場合には、当事者の一方が、相当期間前に申し出て協議するものとする。

2 甲は、寄託契約の解約された日から原則として 30 日以内に、寄託文書預り書と引き換えに、寄託文書を乙に返還する。

3 甲は、乙と連絡がとれないことにより第 2 条第 1 項に定める期間が経過してなお同条第 2 項の協議を行うことができない場合は、寄託文書が寄贈されたものとみなす。

（所有者等の変更）

第 8 条 乙は、売買等（相続を除く。以下同じ。）により、寄託文書の所有者に変更があった場合には、甲に対し、所有者が変更したことを速やかに通知するものとする。

2 乙は、売買等により、寄託文書の所有者に変更があった場合には、新たな所有者に対し、寄託文書預り書を譲渡するとともに、寄託文書所有者等変更届に当該寄託文書預り書の写しを添えて速やかに甲に提出するよう伝達するものとする。

3 甲は、新たな所有者から寄託文書所有者等変更届等が提出され次第、寄託文書の取扱いについて協議を行うものとする。

4 乙は、氏名又は住所（法人にあっては名称又は所在地）の変更があった場合には、寄託文書所有者等変更届に寄託文書預り書の写しを添えて速やかに甲に提出するものとする。

（寄託文書の受取及び返還場所）

第 9 条 寄託文書の受取及び返還の場所は、国立公文書館とする。

（協 議）

第 10 条 この契約に定めのない事項については、甲乙両者が協議して定める。

（管 轄）

第 11 条 本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名のうえ、各その1通を保有するものとする。

年月日

東京都千代田区北の丸公園三 - 二

受託者 甲 独立行政法人国立公文書館  
館長

寄託者 乙 (法人の場合は名称及び代表者)

(様式第 5 号別紙)

No.	寄託する文書の名称	数量 (点)	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

特約事項

(1) 利用制限を行う情報 (乙本人が利用する場合を除く)

[利用制限箇所、内容及びその期間]

(2) 著作物等の取扱いに係る利用制限事項 (別添「国立公文書館における寄贈・寄託文書の利用と著作権等の関係について」参照)

[著作権等の利用制限内容及びその期間]